

遺族厚生年金を受給できる方は…？

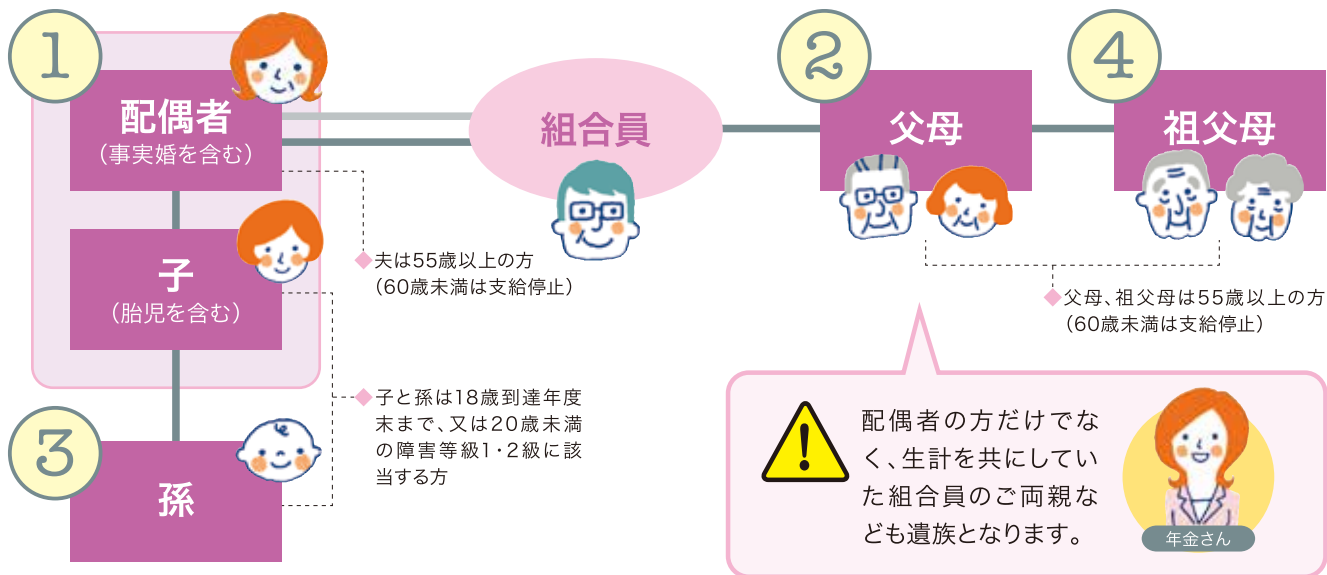
遺族厚生年金とは在職中又は退職後に組合員の方が万が一お亡くなりになられたときに、残されたご家族の生活を保障する制度です。

遺族の範囲とされる方は、

- 亡くなった組合員の方と生計を共にしていたこと
 - 恒常的収入が**年額850万円**(所得の場合は655万5千円)未満であること★
- この二つの要件を満たしている方です。

★概ね5年以内に年額850万円未満の収入になることが明らかであると認められる者の場合も含む

受給順位 … 遺族の範囲の中で下記の受給順位1～4のうち**最も順位の高い方**が受給できます。



※その他、遺族厚生年金の詳しい内容や年金額、日本年金機構が支給する「遺族基礎年金」については福利厚生ハンドブック(平成28年1月) P104～106をご覧ください。

問合せ先 給付貸付課年金担当 ☎ 03-5320-6828